

# 令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくは HP をご覧ください！ [業務改善助成金](#) で検索

## 変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ②事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)
		2~3人	30万円		
		4~6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ②事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース (新設)	45円以上	1人	45万円	①賃金要件 事業場内最低賃金900円未満の事業場 ②生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヵ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者	※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	①賃金要件 事業場内最低賃金900円未満の事業場 ②生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヵ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者	※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	①賃金要件 事業場内最低賃金900円未満の事業場 ②生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヵ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者	※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

### 【相談窓口】

- ・最低賃金・賃金引上げの為の業務改善に関するご相談  
福岡県働き方改革推進センター（0800-888-1699）
- ・支援事業に関するご相談（申請先）  
福岡労働局雇用環境・均等部企画課（092-411-4763）

問い合わせ先：福岡労働局労働基準部 賃金室（☎ 092-411-4578）  
ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>